

第二種特定鳥獣（ヤクシカ）管理計画（案）の概要

1 計画策定の目的及び背景

屋久島では、平成7年から平成17年までの10年間を比較した研究からヤクシカの分布域の拡大や生息数の増加が確認され、平成27年度に実施された各機関の調査では、21,000～31,000頭程度が生息すると推定されており、ヤクシカによる農業被害、生活環境被害及び生態系被害が顕在化している。これらの被害に対処するため、関係行政機関では各種計画を策定し、それらに基づくヤクシカ対策を行ってきたが、生息数のモニタリング調査の結果では、島内各地での推定生息密度が依然として高い状態となっており、世界自然遺産地域を含む全島的なヤクシカ対策の実施と充実が課題となっている。

このため、ヤクシカ対策を実施する関係行政機関では、ヤクシカ個体群の安定的な維持、生態系被害及び農業被害の軽減並びに世界自然遺産としての顕著な普遍的価値の保全・回復を図ることを目的に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2の規定に基づき第二種特定鳥獣管理計画を環境省、林野庁、鹿児島県及び屋久島町の4者共同で策定し対策を進めている。

今回、第二種特定鳥獣管理計画の計画期間満了に伴い、計画の改訂を行うことにより、引き続き対策を講じていく。

2 管理すべき鳥獣の種類

ヤクシカ

3 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日（第12次鳥獣保護管理事業計画期間内）

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

屋久島

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

世界自然遺産地域	生態系被害やヤクシカの生息状況をモニタリングし、適正なヤクシカの生息密度を検討しながら、生物間相互作用のバランスがとれた生態系の状態にすること
屋久島全体	<p>狩猟による捕獲や被害防止柵の設置などの取り組みの継続を前提に、農林業被害や生活環境被害を感じない程度に人とヤクシカが共生する状態にすること</p> <p><u>当面の捕獲目標としては、国の半減目標（平成35年までの10ヶ年）に準じたシミュレートにより、計画的な捕獲を推進する。（計画終期（H33）の推定個体数で概ね9千頭程度）</u></p>

6 第二種特定鳥獣の調整に関する事項

- (1) 農業被害、生活環境被害及び生態系被害について顕著な回復は確認されていないことから、引き続き捕獲圧を高める必要があると考えられるため、国の半減目標（平成35年までの10ヶ年）に準じたシミュレートを行い、指定管理鳥獣捕獲等事業や生態系維持回復事業等を実施する。
- (2) 狩猟期間を11月1日から3月15日までにする。
- (3) 1人1日当たりの捕獲頭数を無制限とする。
- (4) 禁止猟法（くくりわなの規制）を解除
 - ・輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる捕獲を認める
 - ・「締め付け防止金具」を装着したくくりわな以外に「締め付け防止機能」を装備したくくりわなの使用を認める。

7 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

- (1) 自然公園法に基づく国立公園やその他法令に基づく、重層的な保護地域の指定により、ヤクシカの生息環境が保護されている。
- (2) 集落周辺の山林と集落の間にシカの移動を妨げる柵を設置するほか、土地管理者である農家や地域住民それぞれが自衛策を講じ、ヤクシカの餌資源へのアクセスが阻害されるような生息環境の管理を実施する。

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

- (1) 希少種保護対策について、種の保存及び自生地保全の観点から植生保護柵による保護の必要性を検討したうえで設置を実施する。
- (2) 生息状況、捕獲状況、被害の発生状況に関するモニタリング方法
 - ・糞塊法や糞粒法などによるモニタリング調査を関係機関が連携して実施する。
 - ・狩猟、有害鳥獣捕獲、調査捕獲などによる捕獲状況は1kmメッシュごとに捕獲頭数及び捕獲場所を把握する。
 - ・被害状況のモニタリングは農業被害、生活環境被害及び生態系被害の3つに分けて実施する。
- (3) 地域区分毎の捕獲頭数と推定生息頭数から個体数変動シミュレーションを行い、ヤクシカの個体群の動向を推定し、計画捕獲の目標頭数の算出や地域区分毎の捕獲圧の調整を行う。
- (4) 特定鳥獣保護管理検討委員会、ヤクシカワーキンググループに、全体頭数のシミュレーション及び分布のパターン、捕獲による植生回復効果等の評価、捕獲手法や捕獲を重点的に行うべき地域等の課題について検討、助言を求める。